



平成 24 年 7 月 13 日

各 位

会社名 セーラー万年筆株式会社
代表者 代表取締役社長 中島 義雄
(コード番号 7992 東証第二部)
問合先 取締役管理部長 比佐 泰
TEL: 03-3846-2651

和解による訴訟の解決および特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 9 日付で提起を受けておりました訴訟について、平成 24 年 7 月 5 日付で和解が成立し、当該和解に伴う特別損失が発生しました。本日、和解調書が到着し、内容が確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当該訴訟は、有限会社タカヒデが、当社に対し、平成 22 年 9 月 28 日当社との間で締結された当社大阪支店(大阪府東大阪市)の土地建物売買契約(売買代金 1 億 1 千 5 百万円)が、当該土地建物に設定されていた根抵当権の担保抹消同意が得られず契約解消となった際の、違約金 2 千 9 百万円および延滞損害金の支払いを請求していたものです。

本件訴訟につきまして、当社は、正当な理由のない請求と考え、訴えの取り下げを求めてまいりましたが、裁判の長期化に伴う業務に与える影響等を勘案し、平成 24 年 7 月 5 日付にて、当社が、有限会社タカヒデに対し、和解金 1 千 8 百万円を支払うことで、和解が成立いたしました。

本件和解の合意により、有限会社タカヒデとの間の争議はすべて終結しました。

2. 和解の相手方

- (1) 商 号 : 有限会社タカヒデ
- (2) 所 在 地 : 大阪市城東区永田一丁目 3 番 7 号
- (3) 代表者の氏名 : 代表取締役 日高 隆徳

3. 和解の内容

本件和解の合意により、当社は有限会社タカヒデに対し、和解金 1 千 8 百万円を支払うこととなりました。また、当該和解により、今後、本件に関して有限会社タカヒデより請求を受けることはありません。

4. 今後の見通し

今回の和解に基づき、和解金 1 千 8 百万円を、平成 24 年 12 月期第 2 四半期決算において特別損失として計上する予定です。本特別損失が今期業績に与える影響につきましては、現在精査中であります。判明次第、追ってお知らせいたします。

以 上